



2020 年度

定期総会議案書

大津市立長等小学校PTA

ながら Parent-Teacher Association

地域と共に明るく楽しくPTA



アキッピー



サクッピー

★ 2020 年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、
書面総会と致します。

議決権行使書 提出期間 : 2020 年 6 月 1 日(月) ~ 8 日(月)

※休校措置が 6 月以降も継続となる場合の提出〆切につきましては、長等っ子だ
よりおよび学校のメール配信にてお伝えします。



『ごあいさつ』

保護者様におかれましては、公私ともにご多忙、ご多用と思われませんが、その様な状況の下、小学校 PTA ならびに地域活動にご理解をいただき、ありがとうございます。この場を借りて、御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスが猛威を振るい、先行きが不安な中、新年度がスタートしました。

例年どおりの活動を予定するのは困難であります、事は進めさせていただきたく、本日に至っております。

つきましては、総会を開催するにあたり、新型コロナウイルスの感染を防ぐ観点から、書面での総会、委任および承認をお願いする運びになったことを、ご了承願います。

加えまして、今年は通常の活動とは少し異なり、事業も縮小せざるを得ない部分があると考えておりますので、これについてもご理解をお願いいたします。

そして、ご留意をいただいているかもしれませんが、1点、原則的な事項がございます。以下、記させていただきます。

PTA は任意加入ですが、児童・お子様の健全な教育と活動を支えるために、保護者が小学校と足並みを揃えた PTA や地域の活動等に協力する、ということが組織(保護者)の目的でありますので、ご理解いただき、『入会・会員継続』としていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

PTA の代表的な活動・役割としましては、保護者と小学校等の教職員及び地域とつながりを持つことで、学習や活動に対する直接の意見や相談をすることはもちろん、登下校の見守りや地域行事への参加や活動等、多岐にわたっています。

また、小学校内で市の予算では賄えていない部分、代表的なものとしましては、文科省が推奨する図書数に不足する図書室の本、文芸会館での狂言発表、大津絵教室、各教室やその他の専門教室やサニタリーにおける備品購入、教材の一部、入学記念品、卒業記念品等を PTA の会費から補填しています。これらは、今まで小学校と共に歩んだ地域活動や PTA 等の諸先輩方が、礎と道しるべとして引き継いできたものであり、今後も継承されていくことであると考えています。

結びとしまして、今年度においても、微力ではありますが、保護者を代表して、在校生のより良い学校生活に協力していく所存ですので、何卒、よろしくお願いいたします。

令和2年5月吉日
長等小学校 PTA 会長
岡本 信也

議 題

- (1) 第1号議案 2018年度 事業報告
- (2) 第2号議案 2018年度 収支決算報告及び監査報告
- (3) 第3号議案 2019年度 事業計画 (案)
- (4) 第4号議案 2019年度 予算 (案)

総会関連資料

- ・PTA 役員組織図
- ・役員名簿 ※正副委員長名簿については決まり次第配布します
- ・クラス委員名簿 ※決まり次第配布します
- ・町委員名簿
- ・長等小学校 PTA 会則
- ・長等小学校 PTA 執行部役員選出規定
- ・PTA サークル規約、PTA 会計細則、慶弔見舞規定
- ・滋賀県 PTA 安全会保険請求の手続き、保険概要
- ・PTA サークル紹介、児童クラブ会長挨拶

※長等小学校ホームページ「長等っ子だより」への掲載とします。

※個人情報保護の観点より、名簿のみ、紙文書での配布とします。

	4 月	5 月
役員会	第1回役員会	
全体推進事業 他	平成30年度クラス委員全体会(クラス委員選出説明会) クラス委員選出 各委員会委員及び正副委員長選出 黄色いリボン新1年生配布 黄色いリボン運動 金曜見守り当番	校内パトロール 金曜見守り当番 PTA定時総会
執行部	執行部会 会計監査、会計引き継ぎ、クラス委員選出 各委員会委員及び正副委員長選出会議 執行部ニュース発行	執行部会 PTA定時総会 第1回長等小学校運営協議会 出席
学校主催会議 他	入学式	第1回長等小学校運営協議会
厚生委員会	前年度委員長より引継ぎ 委員会年間予定決め ベルマーク収集活動協力依頼文作成と配布(PTA)	ベルマーク収集箱設置場所への挨拶 ベルマーク説明会への出席 ベルマーク袋の作成・配布 ベルマーク仕分け集計作業 カーテン洗濯の段取り PTA定時総会 研修分担決め
広報委員会	前年度委員長より引き継ぎ PTAニュース・広報ながら作成のためのグループ分け (2グループに分けて活動)	グループごとに作業説明・腕章配布 広報ながら制作(7月号) レイアウト作成、原稿依頼、写真撮影 〔 個人写真、執行部集合写真、クラブ活動 〕 プール清掃、PTA総会 PTA定時総会
体育文化委員会	前年度委員長より引継ぎ	PTA定時総会
選挙管理委員会	前年度委員長より引継ぎ	PTA定時総会
地区委員会 (町委員)	地区委員会 第2・3回町委員全体会議 見守りボランティアの方へお便り配布	地区委員会 第1回町別懇談会 金曜見守り当番表作成・配布 見守りボランティアの方へお便り配布 PTA定時総会
校外活動 (各種団体会議 および行事への 出席等)	皇子山中学校校入学式 長等幼稚園入園式 長等学区自治連合会総会 長等体育文化連盟総会 長等学区社会福祉協議会総会 長等青少年育成協議会総会 長等体育文化連盟会議	長等学区人権・生涯学習推進協議会総会・研修会 長等学区人権・生涯学習推進協議会役員会 長等青少年育成協議会会議 長等学区自主防災会総会 ながらカーニバル実行委員会・全体会議 長等学区活性化協議会総会

	6 月	7 ・ 8 月
役員会	第2回役員会	第3回役員会
全体推進事業 他	校内パトロール 金曜見守り当番	校内パトロール 金曜見守り当番、あいさつ運動
執行部	執行部会 ながらカーニバル前売りチケット販売 音楽集会に協力	執行部会 執行部ニュース発行 選書会、あいさつ運動 ながらカーニバルに協力
学校主催会議 他	緊急下校訓練、集団下校訓練、音楽集会	
厚生委員会	ベルマーク収集活動協力依頼文作成と配布(自治会) ベルマーク仕分け・集計作業 カーテン洗濯依頼文書、持ち帰り袋作成 各種団体の研修会(1回目) ベルマーク週間(6/3～6/7)	ベルマーク仕分け・集計・郵送作業 カートリッジ仕分け・配送手配 カーテン洗濯(6年生保護者) ・受け渡し(7/17)、・返却確認(7/29) ベルマーク週間(7/1～7/5)
広報委員会	広報ながら制作(7月号) レイアウト作成、写真収集、写真撮影 〔音楽集会、狂言発表会、クラブ活動〕 給食試食会 業者打ち合わせ・データ提出→紙面チェック →お目通し→修正→校了(6/28) 3月号構成検討	広報ながら7月号発行準備 広報ながら発行(7/12)、 帯付、他小・中学校へ託送
体育文化委員会	ながらカーニバル準備作業 給食試食会開催(6/13)	ながらカーニバル準備作業 ながらカーニバルに協力(7/27、台風により中止)
選挙管理委員会		令和2年度PTA執行部役員選出方法および日程確認
地区委員会 (町委員)	地区委員会 第4・5回町委員全体会議、第2回町別懇談会 緊急下校訓練、救命救急訓練 集団下校訓練 令和元年度金曜見守り当番開始 町委員金曜固定場所見守り当番開始 見守りボランティアの方へお便り配布	地区委員会 夏休みプール開放(中止) 見守りボランティアの方へお便り配布 通学路安全点検
校外活動 (各種団体会議 および行事への 出席等)	自治連合会研修会 長等学区各種団体長連絡協議会総会・意見交換会 長等学区人権・生涯学習推進協議会「夏の集會」 長等学区人権・生涯学習推進協議会役員会 長等青少年育成協議会会議、びわこ一斉清掃参加 大津市PTA連合会総会 ながらカーニバル実行委員会 まちづくり協議会主催「ほたる鑑賞会」 ブロック別街頭補導	長等学区人権・生涯学習推進協議会役員会 長等青少年育成協議会主催寺子屋事業協力 長等学区社会福祉協議会会議 ながらカーニバル全体会議 ながらカーニバル(台風により中止・撤収作業) ながらカーニバル反省会 ラジオ体操協力 ブロック別街頭補導

	9 月	10 月
役員会	第4回役員会	第5回役員会
全体推進事業 他	校内パトロール 金曜見守り当番 PTA主催「クラス懇談会」・PTA親子清掃(校内)	校内パトロール 金曜見守り当番 PTA親子清掃活動(校庭)
執行部	執行部会 選書会新図書贈呈式 第1回学校保健委員会参加 ながらカーニバルチケット代金返金	執行部会 運動会(自転車整理)
学校主催会議 他	第1回学校保健委員会	運動会
厚生委員会	ベルマーク仕分け・集計作業 カートリッジ仕分け・配送手配 ベルマーク週間(9/9～9/13)	ベルマーク仕分け・集計・郵送作業 ベルマーク週間(10/7～10/11)
広報委員会	広報ながら制作(3月号) レイアウト作成、原稿依頼準備	広報ながら制作(3月号) 原稿依頼、写真撮影(運動会) 先生へ進級卒業メッセージ作成依頼 6年生へメッセージカード作成依頼
体育文化委員会	第1回学校保健委員会参加 (9/5)	
選挙管理委員会	令和2年度PTA執行部役員選出方法について 必要書類の作成・印刷押印の作業→手紙配布 立候補受付・開封作業	推薦の受付用紙の配布 推薦受付・開封作業 指名委員会発足のお知らせ配布
地区委員会 (町委員)	地区委員会 通学路防犯点検 見守りボランティアの方へお便り配布	地区委員会 見守りボランティアの方へお便り配布
校外活動 (各種団体会議 および行事への 出席等)	長等社会福祉協議会会議 長等学区市民運動会事前会議 街頭補導・パトロール ブロック別街頭補導	長等社会福祉協議会会議 長等幼稚園運動会 長等学区市民運動会 ブロック別街頭補導

	11 月	12 月
役員会	第6回役員会	第7回役員会
全体推進事業 他	校内パトロール 金曜見守り当番 皇唐バレーボール大会 あいさつ運動	校内パトロール 金曜見守り当番
執行部	執行部会 あいさつ運動 マラソン大会(安全協力) 第9回ちやれんじけん玉教室 第2回長等小学校運営協議会 出席	執行部会 執行部ニュース発行
学校主催会議 他	マラソン大会 第2回長等小学校運営協議会	
厚生委員会	ベルマーク仕分け作業 各種団体の研修会(2回目) 大津絵教室のお手伝い ベルマーク週間(11/5～11/8)	ベルマーク仕分け・集計・郵送作業 カートリッジ仕分け・配送手配 ベルマーク週間(12/2～12/6)
広報委員会	広報ながら制作(3月号) 原稿データ化、メッセージカードチェック 写真収集、写真撮影(マラソン大会) 業者との打ち合わせ、データ提出	広報ながら制作(3月号) メッセージカードチェック、写真収集 写真撮影(さくらカレンダー、団旗) 紙面チェック
体育文化委員会	秋のレクリエーション開催(11/12) 皇唐バレーボール大会の応援(11/22) 皇唐バレーボール大会の結果報告配布	
選挙管理委員会	第1・2回指名委員会開催 指名委員会推薦用紙開票、取りまとめ作業 候補者への連絡作業・日程調整(個別説明会)	第3回指名委員会開催
地区委員会 (町委員)	地区委員会 見守りボランティアの方へお便り配布 町委員向けアンケート配布	地区委員会 見守りボランティアの方へお便り配布 町委員向けアンケート集計、報告 ストップマーク・横断旗設置場所決め、報告
校外活動 (各種団体会議 および行事への 出席等)	長等学区人権・生涯学習推進協議会「秋の集会」 長等学区人権・生涯学習推進協議会役員会 長等青少年育成協議会会議 長等社会福祉協議会会議 長等学区自主防災訓練 皇唐バレーボール大会 街頭補導パトロール ブロック別街頭補導	長等青少年育成協議会寺子屋事業協力 ブロック別街頭補導

	1 月	2 月	3 月
役員会	第8回役員会	第9回役員会	第10回役員会(休校のため中止)
全体推進事業 他	校内パトロール 金曜見守り当番 新1年生「黄色い帽子」購入	校内パトロール 金曜見守り当番	校内パトロール 金曜見守り当番 6年生黄色いリボン廃棄依頼
執行部	執行部会	執行部会 執行部新旧引き継ぎ会 第3回長等小学校運営協議会出席 入学説明会出席	執行部会 執行部新旧引き継ぎ会 黄色いリボン作成
学校主催会議 他		第3回長等小学校運営協議会 入学説明会	卒業証書授与式
厚生委員会		ベルマーク仕分け・集計・郵送作業 カートリッジ仕分け作業 ベルマーク週間(2/3～2/7)	ベルマーク集計結果お手紙配布 (PTA・自治会) ベルマーク収集箱設置場所への挨拶
広報委員会	広報ながら制作(3月号) 写真収集、写真撮影(校内風景) →お目通し→修正 →業者打合せ、データ提出 →紙面チェック	広報ながら制作(3月号) お目通し→修正 →業者打合せ、データ提出 →紙面チェック→校了(2/26)	広報ながら印刷完了(3/12) 帯付、他小・中学校へ託送 広報ながら発行 (休校中のため6年生は卒業式、 在校生はあゆみ渡しの日に配布)
体育文化委員会			
選挙管理委員会	第4回指名委員会開催 執行部役員、監査役の信任投票 信任投票受付・開票 信任の結果配布(候補者、会員)		
地区委員会 (町委員)	地区委員会 第6回町委員全体会議 第3回町別懇談会 見守りボランティアの方へ お便り配布	地区委員会 入学説明会の受付手伝い 見守りボランティアの方へ お便り配布	第7回町委員全体会議(中止) 令和2年度第1回町委員全体会議 新・旧地区委員引き継ぎ会 見守りボランティアの方へお便り配布
校外活動 (各種団体会議 および行事への 出席等)	長等学区自治連合会新年交礼会 長等青少年育成協議会「餅つき」 長等学区人権・生涯学習推進 協議会役員会 大津市PTA大会 ブロック別街頭補導	長等学区各種団体連絡協議会会議 長等学区人権・生涯学習推進協議会 「人権講座」 長等青少年育成協議会協賛 「さくらの植樹」参加 ブロック別街頭補導	長等学区人権・生涯学習推進 協議会役員会

第 2 号議案

令和元年度 長等小学校PTA 会計決算報告書

＜収入の部＞		単位 (円)			
項 目	令和元年度予算額	令和元年度決算額	増 減 額	摘 要	
会 費	1,828,800	1,810,200	△ 18,600		
補 助 金	0	0	0		
雑 収 入	6	165,782	165,776	預金利息、ながらカーニバル	
繰 越 金	880,210	880,210	0		
合 計	2,709,016	2,856,192			

＜支出の部＞					
項 目	令和元年度予算額	令和元年度決算額	増 減 額	摘 要	
運 営 費	423,000	362,964	60,036		
事 務 費	145,000	155,235	△ 10,235	事務用品、輪転機マスター、コピー機トナー代	
通 信 費	28,000	28,000	0	電話代	
旅 費	20,000	6,980	13,020	各種会議等の交通費	
渉 外 費	55,000	34,000	21,000	各種関係団体参加費および会費	
分 担 費	150,000	136,765	13,235	県P・市P負担金、皇唐・学区各団体会費	
慶 弔 費	20,000	0	20,000	御供	
会 議 費	5,000	1,984	3,016	会議用飲料代 他	
事 業 費	823,000	672,183	150,817		
総 合 活 動 費	300,000	220,543	79,457	ながらカーニバル、ちゃれけん他	
厚 生 活 動 費	20,000	9,642	10,358	ベルマーク事業活動費 他	
広 報 活 動 費	370,000	354,474	15,526	広報「ながら」発行費 他	
体育文化活動費	95,000	75,152	19,848	サークル助成金、給食試食会他	
選挙管理活動費	8,000	4,692	3,308	電話代、封筒代 他	
地 区 活 動 費	30,000	7,680	22,320	活動諸費	
そ の 他	1,463,016	943,306	519,710		
児童活動支援費	400,000	393,471	6,529	行事関係費、大津絵教室、黄色帽子他	
図 書 充 実 費	400,000	399,835	165	選書会費	
備 品 購 入 費	100,000	0	100,000		
積 立 金	150,000	150,000	0	印刷機等保守・購入準備金	
予 備 費	413,016	0	413,016		
支 出 合 計	2,709,016	1,978,453	730,563		
次 年 度 繰 越 金		877,739			
合 計	2,709,016	2,856,192			

上記のとおり、相違ありません。

令和 2 年 3 月 29 日

会 長

会 計 T

会 計

※署名と印鑑はWEB
掲載上は省略

監 査

監 査

監 査

※署名と印鑑はWEB
掲載上は省略

第 2 号議案

令和 2 年度 印刷機等保守・購入準備金 会計決算報告書

<収入の部>

単位 (円)

項 目	令和 2 年度予算額	令和 2 年度決算額	増 減 額	摘 要
積 立 金	150,000	150,000	0	本会計より
預 金 利 息	4	4	0	
繰 越 金	761,190	761,190	0	
合 計	911,194	911,194		

<支出の部>

項 目	令和 2 年度予算額	令和 2 年度決算額	増 減 額	摘 要
保 守 費	10,000	0	10,000	
購 入 費	200,000	190,000	10,000	P 室パソコン購入費 2 台分
予 備 費	701,194	0	701,194	
支 出 合 計	911,194	190,000	721,194	
次年度繰越金		721,194		
合 計	911,194	911,194		

上記のとおり、相違ありません。

令和 2 年 3 月 29 日

会 長

会 計 T

会 計

※署名と印鑑はWEB
掲載上は省略

監 査

監 査

監 査

※署名と印鑑はWEB
掲載上は省略

会計監査報告

令和元年度 長等小学校PTAの収支決算について、
預貯金、金銭出納帳及び証拠書類等詳細に監査した結果、適正に処理されて
いたことを認めます。

令和 2 年 3 月 29 日

会計監査

会計監査

会計監査

※署名と印鑑はWEB掲載上は省略

2020年度長等小学校PTA事業計画(案)

<PTA活動方針及び活動計画>

活動内容や日程は変更になる場合があります事をご了承下さい

1. 会員にわかりやすいPTA活動をめざす(会則第2条に基づく)

- ・ より多くの会員が参加できる条件作りに務める
- ・ 保護者、教師、児童の交流の場となるようにする

2. 保護者、教師が協力し、児童にとって望ましい環境作りをめざす

- ・ 児童図書の充実(選書会の実施)
- ・ 親子清掃活動
- ・ 大津絵教室への協力

3. 防犯に努め子どもの安全を守る

- ・ 黄色いリボン運動(来校時に身につけることにより、保護者であることが分かるようにする)
- ・ 登下校見守り活動(オレンジベストを着用し、地域の防犯に努める)
- ・ 校内パトロール(保護者が校内を見回る)
- ・ あいさつ運動
- ・ 街頭補導パトロール

4. 休日の子どもの活動を支援する

- ・ 「ながらカーニバル」に協力
- ・ 他団体が実施される関連事業に参加・協力

5. 他校と交流を図ると共に、PTA活動及び教育環境の改善、充実を図る

- ・ 大津市PTA連合会の総会などに出席

6. 地元の各種団体と協力し、長等学区の教育環境の向上をめざす

- | | | | |
|---------------------|-------|--------|----------|
| ①「長等学区人権・生涯学習推進協議会」 | …………… | 副会長1名 | 派遣 |
| ②「長等社会福祉協議会」 | …………… | 常任理事1名 | 派遣 |
| ③「長等青少年育成協議会」 | …………… | 補導委員会 | 補導員1名 派遣 |
| | | 事業委員会 | 理事2名 派遣 |
| | | 安全委員会 | 理事2名 派遣 |

<個人情報について>

- ・ これまでに得ている個人情報はPTA活動以外(下記の目的以外)には使用はいたしません。同意をお願いいたします。

- (利用目的)
- (1) 登下校における見守り活動での下校先の把握
 - (2) PTAの役員選出及び委員会の活動
 - (3) PTA及び地域の各種団体活動の参加者数の把握 等

＜クラス委員事業計画＞

1. 各委員会に所属
2. クラス懇談会の開催
3. 次年度クラス委員選出の司会

＜厚生委員会事業計画＞

1. ベルマーク事業の実施
 - ・ベルマーク運動説明会参加
 - ・ベルマーク回収、切り分け、集計作業
 - ・カートリッジ回収、集計作業
 - ・各自治会および回収箱設置場所への協力依頼（文書作成・配布・挨拶など）
 - ・助成金による教育設備の購入（学校と相談の上決定）
2. 大津絵教室のお手伝い
3. 各種団体の研修会に参加

＜広報委員会事業計画＞

1. 『広報ながら』発行
2. 『広報ながら』発行のため、随時委員会を開催し、学校行事を取材

＜体育文化委員会事業計画＞

1. P T Aサークル・同好会の案内および募集
2. 会員のための催しを開催
 - ・給食試食会
 - ・レクリエーションの企画
3. 学校保健委員会に参加
4. 「ながらカーニバル」に協力
5. バレーボール大会の案内及び協力

＜選挙管理委員会事業計画＞

1. 役員選出方法及び日程を全会員に公示
2. 役員選出規定に基づき、執行部役員選出準備、及び最終決定までの運営事務

＜地区委員会事業計画＞

1. 防犯見守りボランティアの方へのお便り配布
2. 金曜見守り当番表の作成及び配布
3. 緊急集団下校訓練に協力
4. 下校時「金曜見守り当番」の実施
5. 町委員全体会議の開催
6. 町別懇談会の開催
7. 次年度町委員の選出
8. 町委員全体会議における次年度地区委員の選出と引継ぎ会

第4号議案

令和2年度 長等小学校PTA 会計予算（案）

＜収入の部＞

単位（円）

項 目	令和元年度決算額	令和2年度予算額	摘 要
会 費	1,810,200	1,893,600	@300×12ヶ月×526(P490, T36)
補 助 金	0	0	
雑 収 入	165,782	6	預金利息、ながらカーニバル
繰 越 金	880,210	877,739	
合 計	2,856,192	2,771,345	

＜支出の部＞

単位（円）

項 目	令和元年度決算額	令和2年度予算額	摘 要
運 営 費	362,964	438,000	
事 務 費	155,235	160,000	事務用品、輪転機マスター、コピー機トナー代
通 信 費	28,000	28,000	電話代
旅 費	6,980	20,000	各種会議の交通費
渉 外 費	34,000	55,000	各種関係団体参加費および会費
分 担 費	136,765	150,000	県P・市P負担金、学区各団体会費
慶 弔 費	0	20,000	香儀料、祝電代
会 議 費	1,984	5,000	会議用飲料代
事 業 費	672,183	808,000	
総 合 活 動 費	220,543	300,000	黄リボン、ながらカーニバル、清掃活動 他
厚 生 活 動 費	9,642	20,000	ベルマーク事業活動費他
広 報 活 動 費	354,474	370,000	広報「ながら」、PTAニュース発行費
体育文化活動費	75,152	80,000	サークル助成金、給食試食会 ながらカーニバル他
選挙管理活動費	4,692	8,000	電話代、封筒代等
地 区 活 動 費	7,680	30,000	活動諸費
そ の 他	943,306	1,525,345	
児童活動支援費	393,471	400,000	環境整備関係費、行事関係費、大津絵教室、狂言費 他
図 書 充 実 費	399,835	400,000	児童図書費、選書会費
備 品 購 入 費	0	100,000	
積 立 金	150,000	150,000	印刷機等保守・購入準備金
予 備 費	0	475,345	
支 出 合 計	1,978,453	2,771,345	
次年度繰越金	877,739		
合 計	2,856,192	2,771,345	

第4号議案

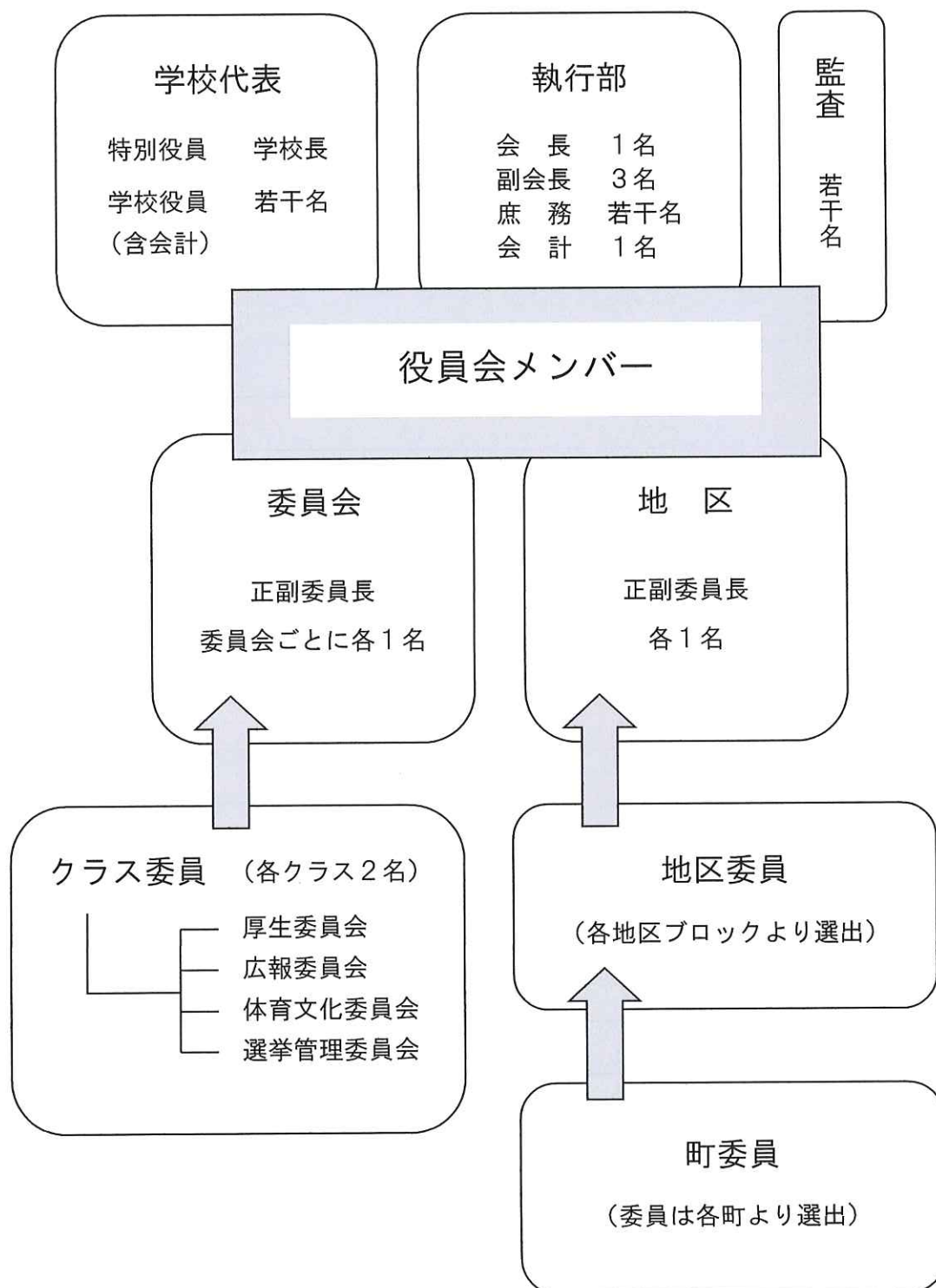
令和2年度 印刷機等保守・購入準備金 予算(案)

＜収入の部＞		単位 (円)	
項 目	令和元年度決算額	令和2年度予算額	摘 要
積 立 金	150,000	150,000	
預 金 利 子	4	4	
繰 越 金	761,190	721,194	
合 計	911,194	871,198	

＜支出の部＞		単位 (円)	
項 目	令和元年度決算額	令和2年度予算額	摘 要
保 守 費	0	10,000	
購 入 費	190,000	0	
予 備 費	0	861,198	
支 出 合 計	190,000	871,198	
次 年 度 繰 越 金	721,194		
合 計	911,194	871,198	

※新型コロナウイルスによる休校に伴う活動費用の減少があった場合は年度末に調整します。

P T A 役員組織図



大津市立長等小学校 PTA 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名称及び事務所)
 本会は、大津市立長等小学校 PTA と称し、事務所を大津市立長等小学校内に置く。
 (通称、長等小学校 PTA とする。文中以下、本会とする。)
- 第 2 条 (目的及び事業)
 本会は、保護者と教師とともに子供の幸福の実現を目指して、互いに研鑽しながら児童憲章の主旨に基づき子供の健全なる育成につとめる。
 よりよき父母、よりよき教師として、その成果を家庭教育並びに学校教育の上に反映して、より豊かな明るい社会環境を醸成し、子供の幸せを図ることを目的とし、それに必要な事業を行う。
- 第 3 条 (事業年度)
 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 (会 員)
 本会は、大津市立長等小学校児童保護者及び教師によって組織する。
- 第 5 条 (会 費)
 会員は所定の期日までに定められた会費を納入しなければならない。
 2、会費は、会員一世帯当たり月額 300 円とする。
 3、会費の納入方法は、会計細則に定める。

第 3 章 総 会

- 第 6 条 (総会の構成)
 本会の総会は会員をもって構成する。
- 第 7 条 (総会の種類)
 本会の総会は、定時総会と臨時総会の 2 種とする。
- 第 8 条 (総会の招集)
 定時総会は毎年 6 月初旬までに会長が招集する。
 2、臨時総会は、次に掲げる場合に会長が招集する。
 ①会長が必要と認めたとき。
 ②役員会が招集を決議したとき。
 ③5 分の 1 以上の会員より、招集の請求があったとき。
- 第 9 条 (総会の議長)
 総会の議長は会長が指名した者があたる。但し、本会則第 8 条 2 項③に基づき臨時総会を開催した場合は出席会員のうちから選任する。
- 第 10 条 (総会の決議)
 総会は、会員の 2 分の 1 以上出席(委任状含む)で成立し、決議は出席者の過半数で決する。
- 第 11 条 (総会の決議事項)
 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
 ①事業計画・収支予算
 ②事業報告・決算報告
 ③会費の額及び資金獲得の種類の決定
 ④会則・規定・規約の変更
 ⑤その他、役員会において必要と認める事項

第 4 章 役 員

- 第 12 条 (役 員)
 本会に次の役員をおく。
- | | | |
|------------|-------|----------------|
| ①会 長 | 1 名 | 保護者 |
| ②副会長 | 3 名 | 保護者 |
| ③会 計 | 2 名 | 保護者 1 名 教師 1 名 |
| ④庶 務 | 若干名 | 保護者 |
| ⑤厚生正副委員長 | 各 1 名 | 保護者 |
| ⑥広報正副委員長 | 各 1 名 | 保護者 |
| ⑦体育文化正副委員長 | 各 1 名 | 保護者 |
| ⑧選挙管理正副委員長 | 各 1 名 | 保護者 |
| ⑨地区正副委員長 | 各 1 名 | 保護者 |
| ⑩学校役員 | 若干名 | 教 師 |
| ⑪監 査 | 若干名 | 保護者 |
| ⑫特別役員 | | 学校長又はこれに代わる者 |
- 第 13 条 (執行部役員)
 会長・副会長・会計・庶務を執行部役員と称する。
- 第 14 条 (役員を選任)
 執行部役員及び監査役員は、全会員の過半数の信任により、正式に決定する。

2、役員の選出は、次に定める。

①執行部役員の選出は、別に定める執行部選出規定による。

②第12条⑤、⑥、⑦、⑧各正副委員長は、各委員会委員の互選により選出する。

③地区委員正副委員長は町委員の互選により選出する。

④第12条③、⑩、⑫の教師役員の選出は、学校長に一任する。

⑤監査役員は、執行部役員が選出する。

第15条 (役員の任期)

役員の任期は、1年とする。

第16条 (役員の職務)

会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3、庶務は、庶務一般の事務を司り、委員会相互の交流に努める。

4、会計は、会計事務を司る。

5、本会則第12条⑤、⑥、⑦、⑨、⑩の役員は本会の行う目的達成のための業務を円滑に遂行すると共に、会員相互の交流を深め本会 PTA 活動のより一層の充実に努める。

6、選挙管理正副委員長は、次期執行部役員の選出事務を円滑に行う。

7、監査は、専ら会計の監査にあたり、会員に報告するとともに、本会すべての会合に出席し、意見を述べることができる。決議には加わらない。

8、特別役員は、本会すべての会合に出席し、意見を述べるができる。

9、執行部役員は、会務を円滑に行う為に必要に応じて調整・連絡・資料作成等を行う執行部会議を開催する。

第5章 役員会

第17条 (役員会の構成)

本会則第12条の役員をもって構成する。

第18条 (役員会の召集)

役員会は、必要に応じ会長が召集する。

第19条 (役員会の議長)

役員会の議長は、会長が指名する。

第20条 (役員会の決議)

役員会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、決議は出席者の過半数で決する。

第21条 (役員会の決議事項)

役員会は、次の事項を審議処理する。

①総会の決議に基づく事項

②本会の目的達成に必要な事項

③会則・規定・規約の制定、変更及び廃止に関わる事項

④その他業務執行に必要な事項

第6章 委員会

第22条 (委員会の設置)

本会は、目的達成に必要な事業を遂行するために委員会を設置する。

2、次の委員会を設置する。

①厚生委員会

②広報委員会

③体育文化委員会

④選挙管理委員会

⑤地区委員会

第23条 (委員会の構成)

委員会は、委員長1名及び副委員長1名と委員をもって構成する。

2、正副委員長は、本会則第14条2項②、③より選出し任命する。

第24条 (委員会の決議)

委員会の決議は、出席者の過半数で決する。

第7章 会計

第25条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第26条 (会計)

本会の経費は、会費・事業収入及び自発的寄付金、その他の収入を以て支弁する。

第27条 (会計区分)

本会の会計は各事業年度毎に一般会計のほか、役員会の承認を経て特別の目的のために特別会計を設けることができる。

2、一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

3、特別会計は、特別な事業に関する収支を経理する。

附 則

本会則は平成12年9月16日より施行する。

平成15年5月23日一部改正

平成16年5月21日一部改正

平成20年3月13日一部改正

大津市立長等小学校 PTA 執行部役員選出規定

第1条 (総則)

本会 PTA 会則 第 14 条 2 項①による執行部役員は、この規定により選出し会員の信任により承認する。

第2条 (会員の権利・義務)

会員は、被選挙権、選挙権を有する。(教師会員を除く)

2、会員は、執行部役員選出における執行に対し協力及び理解に努める。

第3条 (選挙管理委員会)

本規定における執行部役員選出ための運営事務全般を行う。

2、執行部役員候補者の選出指名には直接関わらない。

3、選出の実施にあたっては、役員会の承認を受ける。

4、指名委員会が発足した場合、補佐及び事務の協力を行う。

第4条 (選挙管理委員会の構成)

全クラス委員の中から選出された者と学校役員 1 名により構成する。

2、正副委員長は、運営を円滑に行うために互選により選出する。

3、学校役員は、公正な選出遂行の為の立会人とする。

第5条 (指名委員会)

立候補又は推薦において、定員数を決定できない場合に発足する。

2、全会員に、発足の経緯・後の手順を書面にて公示し理解を求める。

3、当該年度、各委員会の推薦された中から適任候補者の選出を行う。

4、適任候補者に対し個別説明会議を開催する。

第6条 (指名委員会の構成)

当該年度の執行部、各委員長(選挙管理委員会と地区委員会を除く)によって構成する。

2、指名委員長は、当該年度の会長がこれにあたる。

第7条 (指名委員会の決議)

指名委員会は、その構成員の 4 分の 3 以上の出席で成立し、決議は出席者の 3 分の 2 以上で決する。

第8条 (指名委員会の決議事項)

選挙管理委員会に次期執行部の適任候補を委ねるため次の事項を処理する。

- ①各委員会より推薦された者の審査
- ②推薦された者への理由告知
- ③推薦された者からの異議の審査
- ④その他執行に必要な事項

第9条 (守秘義務)

選挙管理委員会並びに指名委員会にたずさわる者は、役員選出の過程・内容、それに関わる個人情報をいかなる場合も第三者に漏洩しない。

尚、違反が認められる時、選出を中止し当該年度の監査役員が調査し、場合によっては違反者の名前を公表することもある。

第10条 (選出実施手続き)

選挙管理委員会は、毎年 7 月又は 9 月迄の役員会に選出実施計画とそれに関わる配布資料・各種届出用紙を整え、書面にて提出し承認を受ける。

第11条(選出実施方法及び日程)

選挙管理委員会は、毎年9月末日までに会員に執行部役員選出の実施に関わる詳細な資料を配布し公示する。

2、実施期間は、毎年10月より2月末日までとし、執行部役員選出規定の執行過程で定員を満たした場合その時点で終了する。

3、各項目に関わる所定の用紙及び役職に関わる参考資料を準備し、受付と手順を整えた後、次の方法で選出事務を行う。

①会員に立候補を募る。

公示期間 毎年10月上旬

立候補届出受理期間 毎年10月中旬

②立候補が定数に満たない場合、会員に推薦者を募る。

5名以上の会員により推薦されたものを候補者とする。

但し、執行部役員経験者が推薦された場合、事前に諾否を決めることができる。

否を選択した場合、指定期間内に「辞退届」を提出する。

公示期間 毎年10月中旬

推薦者届出受理期間 毎年10月下旬

③当該年度の正副会長は、候補者に対して個別に説明会議を開催する。開催日時は、候補者の事情を考慮し決定する。

毎年11月上旬

④上記において成立しない場合、本規定第5条により指名委員会を設置し、諸手続きを実施する。

毎年11月中旬

⑤指名委員会は、各委員会(本規約第6条・参照)より会長・副会長候補及び、会計・庶務候補を若干名、推薦理由を添え受付ける。

但し、執行部役員経験者が推薦された場合、事前に諾否を決めることができる。

否を選択した場合、「辞退届」を指定期間内に提出する。

毎年11月下旬

⑥指名委員会は、本規定第7条・第8条・第9条により適任候補者を抽出する。

毎年12月中旬

⑦指名委員会を構成する当該年度の正副会長は、適任候補者に対して個別に説明会議を開催する。

開催日時は、候補者の事情を考慮し決定する。

毎年12月中旬

⑧選挙管理委員会は、候補者に承諾を得る会議を開催する。

開催日時は、候補者の事情を考慮し決定する。

会議は期間内に複数回開催できる。

毎年1月上旬から2月上旬まで

⑨上記において成立しない場合、当該年度の会長が推薦する。

毎年2月中旬

⑩上記いずれかの方法で決定された次年度執行部役員は、会員の過半数の信任を受けて正式に就任が決定する。

毎年2月末日まで

附 則

本規定は平成12年9月16日より実施する。

平成13年5月19日一部改正

平成18年5月17日一部改正

大津市立長等小学校 PTA サークル規約

(主管・目的)

長等小学校 PTA 会員相互の親睦を深め、連帯感を育て、同時に、会員自身の教養を深め、長等小学校 PTA 会則の目的を達成するために、長等小学校 PTA サークルをおく。主管は、体育文化委員会とする。

(サークル構成員)

サークル部員は、原則として長等小学校 PTA 会員とする。ただし、PTA 会員以外であっても希望があればその限りではない。

(サークル運営・活動)

サークルの運営および活動内容については、各サークルにすべて任せることとする。

(体育文化委員会のサークルに対する位置付け)

体育文化委員会は、原則的に、毎年5月に既存サークルの部員募集および新サークル希望の取りまとめと、結成までの助言を行うのみとする。ただし、サークルが大会またはそれに類する行事に参加したり、その準備に補助人員が必要な場合は、その限りではない。

(活動費)

サークル活動費は、各サークルが定める部費を部員から徴収することとする。

また、各サークルには、体育文化委員会より活動助成金が支給される。活動助成金の金額は、その年度ごとに決定される。

(同好会)

新しく活動を始める場合、1年間（結成時の年度末まで）は、同好会として活動する。活動場所は学校等の施設を PTA として利用できるが、活動助成金は支給されない。

活動年度は、PTA 会計年度と同じく、4月1日から翌年3月31日までとする。

(サークルの承認)

同好会結成時の次年度、PTA 会員部員数が、10名以上あり、同好会の活動報告書を体育文化委員会に提出した場合、役員会での承認をもってサークルと認め、活動助成金を支給する。

大津市立長等小学校 PTA 会計細則

1. 会費の納入は原則として毎月銀行振替とする。
2. 総会において会費の変動が生じた場合、その差額は総会后精算する。
3. 途中の入会者は、その月から納入するものとする。
4. 途中の退会者は、その月の会費については納入するものとする。
5. この会計細則は、昭和59年4月1日より有効とする。

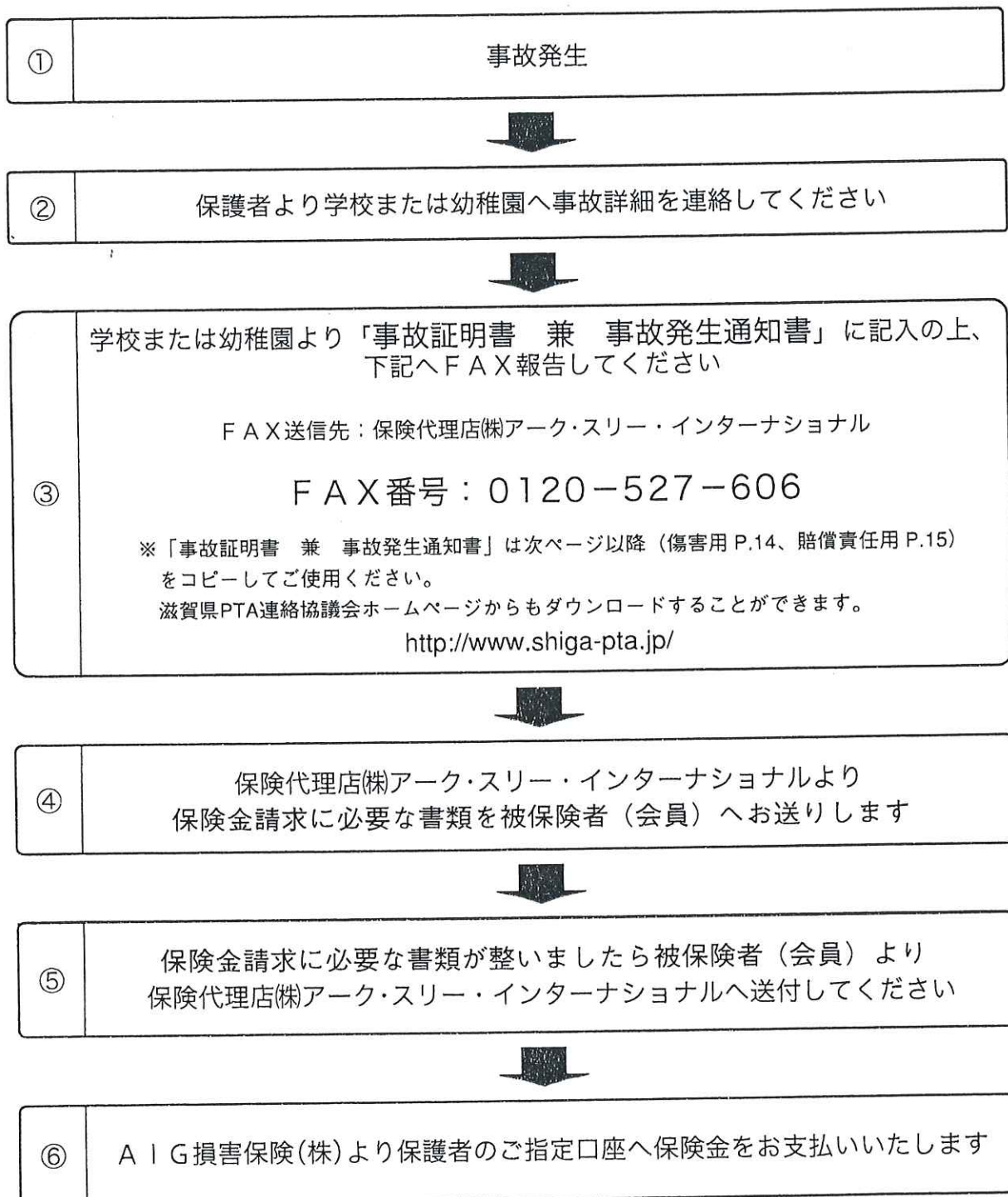
付則 会計細則は平成5年5月22日一部変更

大津市立長等小学校 PTA 慶弔見舞規定

本規定は、会員及び在校児童に適用する。

1. 死亡の場合 香典 金5000円と供花一對を贈る。
2. 本会活動中に負傷（入院一週間以上）した場合 見舞金 金3000円を贈る。
3. その他、特別の場合は、その都度協議して定める。

滋賀県PTA安全会 保険金請求の手続き



I 滋賀県PTA安全会が加入する保険の概要

1. 加入する保険とは

PTAが主催または共催する行事における参加者の不慮の災害や、PTAが主催する活動で他人の身体または財物に損害を与えたことについてPTAに法律上の損害賠償責任が生じた場合に適用されるもので、

A. PTA行事参加者の不慮の事故による身体障害

傷害保険

B. PTAの管理責任に起因する事故

賠償責任保険

があります。以上の2点を総合的に保険に付し、補償が行われるようにするものです。

2. 対象となるPTA

単位PTA、県・市・町PTA連絡協議会（又は連合会）但し、非加入PTAは保険の対象となりません。

3. この保険で対象となる事故とは

A. 傷害保険

日本国内でPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事参加中または自宅からの往復途上において、被保険者（注1）が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

（注1）被保険者は次に掲げる方となります。

1. PTA会員（保護者・教職員）およびその学校・園に通学するすべての児童・生徒
2. PTA会員の同居の親族
3. PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

細菌性食中毒補償特約：ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

熱中症危険補償特約：ケガには、急激かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害を含みます。

（注）児童・生徒については独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべきケガに対しては対象となりません。

B. 賠償責任保険

日本国内で行われるPTAが企画・立案し主催する活動の遂行に起因する事故により他人の身体または財物へ損害を与えたことについて、PTAに法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用をお支払いします。

4. 支払われる保険金は

A. 傷害保険

(1) 死亡保険金

事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合・・・150万円

(2) 後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて・・・6万円～150万円

(3) 入院保険金

事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に入院された場合・・・1日につき2,000円
但し、180日が限度

(4) 手術保険金

入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からの日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために所定の手術を受けられた場合
入院中・・・20,000円 入院中以外・・・10,000円

(5) 通院保険金

事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に通院された場合・・・1日につき1,200円
但し、90日が限度

B. 賠償責任保険

加入PTA（主催者）が、当該事故につき損害賠償請求を受けた場合、保険会社と協議して認定を行います。

対人：1名につき2000万円限度、1事故につき1億円限度

対物：1事故につき5,000万円限度

保管物に関わる賠償責任：1事故につき10万円限度 保険期間中500万円限度
（自己負担額5,000円）

(1) 損害賠償金・・・法律上、被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料等）

(2) 争訟費用・・・万一訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士報酬など

(3) 損害拡大防止軽減費用、求償権保全費用、緊急措置費用、保険会社への協力費用

5. この保険で対象とならない事故とは

A. 傷害保険

(1) PTA活動参加者または保険金受取人の故意または重大な過失

(2) PTA活動参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為

(3) PTA活動参加者の自動車、バイク（原付自転車含む）等の無資格運転、酒酔運転、麻薬等の影響下の運転による事故

(4) 脳疾患、疾病、心神喪失

(5) 妊娠、出産、早産、流産

(6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- (7) 戦争、暴動等、放射線照射、放射能汚染
- (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ
…など

B. 賠償責任保険

- (1) P T A 会員の故意
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (4) 自動車・車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- (5) 競技参加中の P T A 会員同士の賠償責任
- (6) P T A 会員の同居の親族に対する賠償責任
- (7) P T A 活動以外の活動によって生じた賠償責任
- (8) 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
…など

6. 保険金請求に必要な書類

A. 傷害保険

- ・「傷害保険保険金請求書兼同意書」（様式見本 P.16、P.17）
※治療期間が3か月以上もしくは保険金請求額が10万円以上の場合は、診断書のお取り付けが必要となります。

B. 賠償責任保険

- ・「賠償責任保険保険金請求書兼同意書」（様式見本 P.18、P.19）
- ・示談書
- ・損害を証明する書類（治療費明細書、休業損害証明書、診断書など必要に応じて）などです。

この保険の取扱保険会社は A I G 損害保険株式会社です。

保険に対するお問い合わせ、書類の請求などは下記の A I G 損害保険株式会社代理店にご連絡ください。

取扱保険会社

AIG損害保険株式会社

取扱代理店（株）アーク・スリー・インターナショナル

〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-25
大津駅前1st森田ビル4F

TEL 077-527-6823
（平日：9時30分～17時まで）

総会関連資料

■PTA サークル紹介

<バレー部>

バレー部は毎週火曜日 15 時半～17 時半まで小学校体育館で練習しています。秋の皇・唐ブロックバレーボール大会に参加しています。時には熱く、後はひたすらバレーを楽しんでいます。経験は問いません。興味のある方はぜひ一度見学にいらしてください。

<おはなしサークル>

1～4 年生とさくら学級に絵本の読み聞かせを行い、読んだ本を紹介しあって楽しく活動しています。どんな本がいいの？一人では不安…という方も、サポートさせていただきます。無理せず出来るときだけ、子どもたちと絵本を楽しみましょう。ご参加お待ちしております。

※昨年度まで活動していましたバドミントン部については、活動を休止しています。

■児童クラブ保護者会・たんぽぽ会 会長挨拶

児童クラブは、働く親を持つ子どもたちが、放課後や長期休みに安全で心豊かに過ごせる生活の場を提供する施設です。今年も新たに新一年生を迎え、指導員の先生に見守られながら、子どもたちは毎日を楽しんで過ごしています。

保護者会「たんぽぽ会」では、季節の行事を通して交流を深めるとともに、日々の問題点を話し合い、指導員の先生方や学区、PTA と協力してより良い環境を目指しています。ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

2020 年度 児童クラブ会長